

## 利用上の注意

### (1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
計数項目のあり得ない場合	・
減少数または減少率の場合	△
比率が微小（0.05未満）の場合	0.0

(2) 掲載している割合の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(3) 人口10万対比率及び人工妊娠中絶実施率の算出に用いた人口は以下のとおりである。

ア 人口10万対比率に用いた人口【資料：「人口推計（令和4年10月1日現在）」（総務省統計局）】

全 国	124,947,000 人
佐賀県	801,000 人

イ 人工妊娠中絶実施率に用いた人口【資料：「人口推計（令和4年10月1日現在）」（総務省統計局）】

	15～49歳 人 口 (女)	(単位：千人)						
		15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
全 国	24,126	2,682	3,047	3,118	3,146	3,544	3,918	4,671
佐賀県	146	19	18	17	18	22	25	27

(4) 第50表から第64表は、隔年報で把握した以下に掲げる就業医療関係者（免許を取得している者のうち就業している者）等について、就業地の都道府県知事に届出のあった数値等を取りまとめたものである。

ただし、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師は、施術所において従事している者、専ら出張のみにおいて従事している者、又は施術所として届出をした区域外において滞在して施術を行っている者のみである。柔道整復師は、施術所において従事している者のみである。

保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師
---